

○浪江町補助金等交付基準

(平成 21 年 1 月 5 日訓令第 1 号)

(目的)

第1条 この訓令は、町が支出する補助金等について、一定の基準を定めることにより、公平性及び透明性を確保し、もって補助金等の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「補助金等」とは、町が公益上必要と認める場合に限り団体又は個人に交付するもので、次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 交付金
- (4) 交付金を除くその他相応の反対給付を受けない給付金

2 この訓令において「法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法令
- (2) 福島県（以下「県」という。）又は町が定める条例
- (3) 県又は町の執行機関が定める規則その他規程

3 この訓令において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務及び事業をいう。

(交付基準)

第3条 補助金等の交付にあたっては、次に掲げる事項を総合的に勘案して、適否を判断するものとする。

- (1) 補助事業等が客観的にみて公益上必要であって次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア 地域での住民自治の推進について高い必要性が認められる事業であって、特定の者のみの利益に終わることのないもの
 - イ 社会福祉の増進に著しく貢献する事業又は文化、芸術、スポーツ等の推進に著しく貢献する事業
 - ウ 町の施策として推進する事業で、町が団体又は個人に対して奨励しようとするもの
 - エ 地域の経済、産業の振興及び雇用の促進の分野において、町が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要な事業
- (2) 補助事業等の実施の費用対効果が有効であると認められること。
- (3) 事業活動の目的及び内容が社会・経済情勢に合致していること。
- (4) 行政と町民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

(5) 補助金等の交付を受けようとする団体又は個人の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、補助金等を交付しないものとする。

- (1) 国、県、民間等が負担すべきもので、町の財政負担が適当でないもの
- (2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確なもの
- (3) 補助金等の額が5万円未満で、かつ、総事業費の10分の1以下の補助金等で、事業効果が薄いと認められるもの
- (4) 団体又は個人の自己資金で十分運営可能なもの
- (5) 補助期間が満了した補助事業等又は補助金等の交付を廃止した補助事業等（同一の趣旨の補助事業等を含む。）

（対象外経費）

第4条 補助金等の交付にあたっては、次に掲げる経費は、対象としないものとする。

- (1) 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業等と直接関係しない経費
- (2) 他の団体等へ行う迂回助成
- (3) その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくないもの
（交付規程の制定）

第5条 法令等において町の負担が明記されているものを除き、補助金等を交付する場合は、所管課において次に掲げる項目を明記した交付規程を制定し、財政担当課へ提出するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助額及び補助率
- (4) 補助期間 3年以内とする。

（見直し基準）

第6条 補助事業等において繰越金が発生した場合においては、補助金等の額の調整を行うものとする。この場合において、繰越金が補助金等の額を超えるときは、補助金等の交付を休止又は廃止する。

- 2 補助金等として交付することが適当でないと思われるものについては、支出科目の見直しを行うものとする。
- 3 同一の補助金等を同一の補助事業者等に対し、3年を超えて継続して交付しようとする場合は、次に掲げる点に留意して見直しを行うものとする。
 - (1) 補助事業等の効果及び達成度
 - (2) 事業の効率性（補助対象経費等）
 - (3) 補助額及び補助率

(4) 補助継続期間 3年以内とする。

4 前項の規定による見直しを行ったのち、継続して交付することを決定した補助金等については、交付規程を改正するものとする。

(審査)

第7条 補助事業等がこの訓令に定める要件に適合しているか否かについては、浪江町補助金等規制委員会（以下「規制委員会」という。）において審査する。

2 年度の途中において、新たな補助金等を交付しようとするときは、予算の要求前に規制委員会において審査する。

(情報公開)

第8条 補助金等の交付の実績は、毎年広報又はホームページで公表する。この場合において、公表する事項は、補助事業等の名称、補助金等の交付を受けた者の名称、事業の内容、総事業費及び補助金等の額とし、個人情報に係るものについては、公表しない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年度予算に係る補助金等から適用する。ただし、第8条の規定は、平成21年度決算に係る補助金等から適用する。